

令和4年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会 会議録

1 日時 令和4年4月21日(木) 午前9時30分～午前10時50分

場所 おだわら市民交流センターUMECO 会議室7

2 出席者氏名

学識経験者 嶋 崎 政 男 (会長)

社会福祉士 芦 田 正 博 (職務代理者)

弁護士 坂 本 結

臨床心理士 杉 崎 雅 子

医師 横 田 俊一郎

3 教育委員会職員

教育総務課長 岡 田 夏 十

教育指導課長 中 山 晋

教育相談担当課長 西 村 泰 和

教育総務課副課長 加 藤 和 永

教育指導課指導主事(指導係長事務取扱) 鈴 木 孝 宗

教育指導課指導主事 津 田 裕 子

(校長会)

小学校長会代表 杉 山 尚 美

中学校長会代表 磯 辺 和 彦

(事務局)

教育総務課主査 菊 川 香 織

4 議題等の概要

(1) いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について(諮問)について

(2) その他

5 議事等の概要

(1) 開会宣言

○教育総務課長 定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます教育総務課長の岡田でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

本日は、委員5名に御出席いただいておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、令和4年4月1日付けの人事異動等に伴い職員の異動がありましたので、市の出席者を御紹介します。

中山指導課長、西村教育相談担当課長、磯辺中学校長会代表（橘中学校長）、杉山小学校長会代表（芦子小学校長）、鈴木教育指導課指導主事、津田教育指導課指導主事、加藤教育総務課副課長でございます。最後に教育総務課長の岡田でございます。

はじめに、本日の資料の確認をお願いしたいと存じます。配布資料といたしまして、資料1のいじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方についての調査結果（調査自治体数：県内25自治体）、資料2のいじめ重大事態に関する調査結果の公表のあり方についての調査結果（調査自治体数：県外5自治体）、最後に資料3いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（取りまとめ案）でございます。

不足等がありましたら、お申し出ください。

加えて、御手元には、検討のポイント、前回の委員発言、取りまとめ案、県内自治体の調査結果について、項目ごとに整理した資料を御用意しておりますので、本日の御議論の参考にさせていただければと思います。

それでは、ここからは、規則第5条第1項の規定により、会長に進行をお願いしたいと思います。嶋崎会長、よろしくお願いいたします

（2）議題（1）いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（諮問）について

○嶋崎会長 それでは、次第に従い、第1回の会議を進めたいと思います。

本日のテーマはいじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方についてですが、計画では、今日大きな流れを作って、次回に再度しっかりと検証しましょうということになっております。

今までの議論の流れでは、基本的には公表していきましようということでした。ただし、デメリットがあるので、デメリットをどのように軽減したらいいのか、しっかり考えていきましようねということで皆さんの意見がまとまっていると思います。今日は資料を用意しておりますが、まず調査結果について事務局から説明をお願いします。

○教育総務課副課長 資料1及び2を使って御説明させていただきますが、「いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方についての調査結果」でございます。

資料1は、県内自治体の調査結果でございます。政令市を除く県内自治体に調査票を送付させていただきまして、25自治体から回答をいただいたものでございます。

問1ですが、公表の指針（ガイドライン）等がありますかということで、7自治体があり、17自治体が無しということで御回答いただいております。ただし、指針（ガイドライン）等があると答えた自治体中でも、公表の指針が別途ある自治体に関しては数自治体の状況でして、元の指針に記載しているというところが多くございます。その中でも別途作った指針をHPで公表をしているのは茅ヶ崎市のみという調査結果になっております。

問2の調査報告書について、概要版（公表版）の作成をしていますかという問いに、10自治体が作成、加えて、作成主体についてお聞きしておりますが、第三者調査委員会や教育委員会が主体で作成するパターン、教育委員会が作って第三者調査委員会に確認をお願いしているパターンがございますが、こちらはばらけている状況でございます。1ページ下段の作

成していない（作成する予定はない）とした理由は、大きくは調査の信頼性・透明性の確保に重点を置くため作っていないというものが多くございました。加えて総じて公表をしていないところが多くございますので、作成していない理由についても検討中といった御意見もございました。

問3の公表について、被害児童生徒及びその保護者の同意がある場合の対応についてでございます。こちらに関しましては、個人情報をもスキミングした調査報告書を公表するというのが最多数でございました。公表していない自治体が多い状況でございますので、その他についても多い状況でした。イで概要版（公表版）を作成して公表が5自治体という結果になっております。

問4の公表について、被害児童生徒及びその保護者の同意がない場合の対応については、ウの公表しないが16自治体で基本的には同意がない場合は公表しないということで回答いただいております。3ページの概要版（公表版）のみを公表するとした理由としては、同意がなくても、調査をしたからには公表しなければならないと考える。そのため、個人情報を配慮した形での公表方法として概要版（公表版）を選んだという御回答をいただいた自治体もございました。

問5の公表について、加害児童生徒及びその保護者への対応について、大きく設問としては事前説明をしたうえで、同意を取るか取らないかで設問を置かせていただきましたが、ほぼ同数ということで両方とも7自治体となっております。

問6の公表する場合の方法について、アのホームページで公開が10自治体で多くございまして、次で議会等で報告が9自治体となっております。

4ページになりまして、問7の再発防止のためにどのような形で調査結果を活用（予定）していますかという問いに関しましては、資料3の取りまとめ案の意義ということにも関係しますが、再発防止が非常に大事だと考えておりますので、このような問いを御用意いたしました。回答としてはアの調査報告書そのものを活用しているところが多くございました。続いてイの個人情報をスキミングした調査報告書を活用している、ウの概要版（公表版）の活用となっております。

問8の公表する期間については、最も多かったのはアの期間を定めていないが14自治体で最も多く、取りまとめ案でお示ししている6箇月を選択した自治体が3自治体となっております。

5ページになりまして、問9、問10は、調査報告書を公表した場合の被害及び加害児童生徒及びその保護者への影響について、こちらに関しましては抽象度が高い設問になっておりまして、双方ともウの不明ということで御回答いただいた自治体が多かったという状況です。

以上、資料1が県内自治体の状況です。

次に、資料2を御覧ください。県外の自治体の状況も押さえさせていただきました。5自治体ということで、抽出の考え方としては、いじめ事案を公表している自治体をこちらで抽出させていただいております。

基本的には、ガイドラインを作っていますかという設問に対しては、全部の自治体で公表の指針（ガイドライン）等はなく、いじめ対策の基本方針に基づき対応している。概要版（公表版）の作成については、抽出の段階で公表している自治体を選定しているため、作成しているのが4自治体という状況になっております。

作成主体に関しても第三者調査委員会、教育委員会での作成のパターンと分かれております。これ以降、県内自治体と同じ状況で問いを出させておりますが、明確な傾向が出ているのかというところでもない状況でございますが、こちらに関しては、省略させていただきますが、取りまとめ案の議論の際に御参考いただければと思います。

県内自治体にお話しを戻させていただいて、前回の会議の中で大磯町の事例調査についてお話があり、県内自治体と合わせて調査させていただきました。大磯町に関しましては、基本的には公表のガイドラインはない状況でして、町の人口規模が小さい状況ですので、情報が公開されると個人が特定される恐れがあるということを基本にされている状況です。概要版（公表版）に関しても調査の信頼性・透明性の確保に重点を置くため、報告書そのものの公表で対応していきたいというお考えをお聞きしている状況です。人口規模によっても対応が変わってくると再認識しているところです。

一方、冒頭御説明いたしました茅ヶ崎市の事例ですが、別途公表のガイドラインをHPで公表している事例でございます。

以上となります。

○嶋崎会長 調査結果の報告をいただきました。次の議題に取りまとめ案がございますので、それにつながるようなことで御質問、御意見ございますでしょうか。県内・県外の調査結果につきましていかがでしょうか。

（質疑）

○嶋崎会長 私から1点質問させていただきます。資料1の県内自治体の調査の4ページ目の、問8の公表する期間について定めていますかという問いで、定めていないが多いですけれども、HPを見ていると大体分かるのですが、具体的には定めていますかではなくて、実際にはどれくらいですかという質問はなかったかもしれませんが、掘っている範囲で教えていただければと思います。

○教育総務課副課長 問としては公表する期間を定めていますかとしておりまして、選択肢の中で期間を定めていない、その他ということで間をさせていただいたところです。恐らく公表している自治体が少ないこともあり、期間を定めていないが14自治体ということが多くなったかなと思っています。

恐らく公表することになった直前でどうするのかというのが各自治体で考えられるのかなと思っております。今回小田原市の場合は先行して一定のルールを決めたうえで、こういうルールで公表しましょうというスタンスになりますので、公表期間については、事務局サイドとしても一定程度の期間は定めておいたほうがいいのかという認識を持っています。

6箇月というのが回答数3自治体ございました。1年というのも1自治体ございまして、ここは御議論の余地はあるのかなと思います、一定期間をどこで区切るのかという考え方の整理になるかなと思います。

○芦田委員 公表のことについて、分かれば。回答に県の基準と書いてありますが、県がどういう基準を定めているかというのは分かりますか。

○教育総務課副課長 県の答申書においては「原則として期間を定めず掲載しておくことが望まれる」としております。

○横田委員 実際に公表したことがある自治体がどのくらいあるのかというのは把握していますか。

○教育総務課副課長 調査に合わせて公表件数の問いを中に入れて問いを出させていたっており、各自治体から公表件数について回答を求めておりましたが、回答をいただけないというところで、恐らく何件と入れていただいている自治体もありますが、各自治体デリケートな部分でもありますので、取りまとめの調査結果の中にも入れていない状況です。

○嶋崎会長 県内、県外の状況がこういうことだということで確認できたと思います。もしもなければ、次の資料3に入りますが、資料の説明をお願いします。

○教育指導課指導主事 事務局より、説明いたします。資料3「いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（取りまとめ案）」を御覧ください。

いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について、令和3年度に行われました第2回小田原市いじめ防止対策調査会での会議内容、先ほど御説明しました他自治体の状況を踏まえ、案としてお示ししました。

資料3の2ページⅡ提言の内容につきまして、御協議いただきたいと考えています。提言の内容は、「1 調査結果の公表の意義」と「2 公表の方法について」の大きく2つに分けて示しています。

はじめに、「1 調査結果の公表の意義」として、基本的な考え方を示しました。重大事態の調査結果の公表については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行うという基本的な考え方について「小田原市いじめ防止基本方針」に基づき確認しています。

公表の意義については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には明確には記載がないものの、調査の目的から調査結果の公表の意義としては次の3点を示しました。

1点目、同種の事案の発生防止を含む、いじめの未然防止に生かす。2点目、市民目線で学校及び市教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動や教育行政を推進することに役立つ。3点目、いじめの重大事態の調査に係る経過や手続等を示すことで、調査結果の信頼性を保つ。です。

次に、「2 公表の方法について」として4点示しました。

(1) 基本認識です。1の調査結果の公表の意義でも触れていますが、基本的には全ての調査結果について公表することが望ましいとしています。ただし、いじめを受けた児童生徒

及びその保護者の意向を尊重することを大切に、場合によっては、公表をしないことも考えられます。調査結果を公表する場合には、公表の仕方や公表内容について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者と確認することとしています。児童生徒及びその保護者が公表を望まない場合でも、公表の意義を踏まえると、事案の詳細は記載せず再発防止策を重点的に示すなども可能であるため、丁寧に調整をすることが大切であるとまとめました。前回の調査会で、児童生徒と保護者の意向が違う場合について御意見がありましたが、どちらかの意見を尊重するというのではなく、個別の事案によって判断していくことと考えますので、「丁寧に調整をする」という表現にしました。児童生徒と保護者が納得できるように、思いを受けとめながら、内容や方法なども細かく話し、調整していくことが大切であると考えます。

(2) 公表資料です。公表資料は、調査結果の公表の意義がいじめの未然防止のための役割が大きいことから、市教育委員会がその意義を踏まえて事案ごとに必要な事実をまとめて概要を示した公表版を作成することが望ましいとしました。公表版は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者と調整しながら作成することや、調査報告の内容が曲げられて伝えられることなどがないように、いじめ防止対策調査会へ報告し、確認をする必要があると明記しました。

前回の調査会で、加害児童生徒及び保護者への配慮についても話題に挙がりました。ここでは、いじめた児童生徒及びその保護者への配慮については記述をしていませんが、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。」とされており、いじめた児童生徒及び保護者へ、調査方法等のプロセスを含め、認定されたいじめの事実関係について説明することとなっていますので、公表についても丁寧に説明してまいりたいと考えています。

(3) 公表方法です。市ホームページへの掲載を基本とし、事案によってその他の方法も検討するとしていました。

(4) 公表する期間です。前回の調査会でも、6箇月程度の期間公表することについて、おおむねよいとの御意見をいただきました。ただし、インターネットに情報が公開されるということは、様々な負の影響があることも否定はできませんので、途中で公表を中止したり、内容を一部変更したりすることも想定に入れ、示しています。

また、公開期間中に公表の継続が難しくなる事態について具体的に例示すべきとの御意見をいただきましたが、事案によって様々な場合が考えられるため、公表の継続が難しくなった状況に応じて判断していくべきものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

(質疑)

○嶋崎会長 委員の皆様から御意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

3ページ目、2公表の方法についての(1)基本認識のところに「いじめを受けた児童生徒及びその保護者と確認する。」「どこまで公開してよいか、その範囲について、丁寧に調整

をすることが大切である。」とありますが、「確認する、調整する」の主語は調査主体ですか。

○教育指導課指導主事 基本的に公表版につきましては事務局で作成ということでお示ししておりますので、説明等の確認も含めて事務局で対応するような案でお示ししております。

○嶋崎会長 いわゆる設置者ということでよろしいですね。主語は設置者。小田原市教育委員会ですね。

本日、校長先生方も御出席いただいておりますので、ほとんど義務教育の小学校中学校で学校が主体となるのは少ないかもしれませんが、公表についても学校が責任を持ってできますか。公表版についての判断は調査主体ではなく、市教育委員会でよろしいでしょうか。

○磯辺中学校長代表 協議をしながらということで。

○嶋崎会長 他いかがでしょうか。これが基本的な流れになりますので、次回これに肉がついたものが提出されますが、ここは確認しておきたい、お願いしたいということがありましたら、委員の皆様には是非お話していただきたいと思います。

○芦田委員 公表にあたっては加害側に経緯を説明して、同意を求める、求めないについて、調査では分かれているところです。加害者側が複数で、親御さんも複数で意見が分かれてしまうことも。そこら辺の調整についてどんな経過があったのか、過去の2事例のなかで対応してきたものがあれば。

○教育指導課指導主事 加害者への配慮についても前回話題になりました。明記はしていないところです。基本的に、いじめられた側被害側に寄り添って、丁寧な調整を主にし、丁寧に説明し、同意を得ながら進めていくこととなります。ここで示しているのは、加害者に対しての同意については、方針には示していない状況です。加害側の同意を取らなければ公開できないということではなく、難しいところですが、加害者側にもどういった趣旨でということを説明しながら、加害のほうにも人権があるので侵害されないような配慮を最大限しながら、公表の前には調査会に諮り、これであればというものになると思います。

○横田委員 今のことですけれども、重大事態が2件ありましたが、調査結果は加害者側には報告されたのかについてはいかがでしょうか。

○教育指導課指導主事 2件に関しては、加害の側に丁寧な報告はできておりませんが、今後はそこも踏まえまして対応していく必要があるかと思えます。

○教育総務課副課長 今後の展開として、公表のガイドラインを決めていくとなると、過去事案の調査結果報告書が出ていることについて整理する必要があると思っております、そのタイミングで加害者側の配慮も含めて調整に入っていくとういところも想定されると思います。

○教育指導課指導主事 事案によって変わってくるかとは思いますが、加害の側の人数が多かったりですとか、そこはまた丁寧に進めていきたいと思えます。

○嶋崎会長 2件については加害側に説明はしていないということでよろしいですか。

○横田委員 全然知らされていないということさみしい感じもしますけれども、あれだけやったことをどうにか知ってほしいなという気もします。

○嶋崎会長 ガイドラインでは報告することになっておりますよね。

○教育指導課指導主事 過去の2事例に関しまして、学校での指導の経過の中で加害の児童、生徒及びその保護者に対しては指導の中での概要の報告をしたり、被害児童・生徒の状況などを生活を共にする場合はほとんどですので、ガイドラインに示されているような調査報告書に基づいた報告はされていませんが、学校生活の中では、今はうまくやれています、このような配慮をしながら、学校では日常、加害の児童・生徒及び保護者に丁寧にやっただけだと認識しております。

○嶋崎会長 報告書そのものではないが、内容的には同じようなことをやっていますということでもよろしいですね。

○坂本委員 過去の2事例について今回の公表のガイドラインの対象になるのでしょうか。

○教育指導課指導主事 その辺に関しても委員の皆さんの考えもお聞きしたいと考えております。

○坂本委員 その報告書に関わっておりませんが、大分前のものであろうかと思っておりますので、果たして公表することでいじめの発生の未然防止を防ぐという観点で、公表する意味はあると思いますが、その当時公表のガイドラインがなかったにも関わらず、後々のガイドラインによって公表するという事は、被害者の御意向を取り付けたり、加害者側の御意向も考えると、全国的にみて公表のガイドラインが決まったら従前のも公表するののかという流れについては分かりかねる部分ではありますけれども、その辺は調査されたりしているのでしょうか。

○教育総務課副課長 現状では押さえていないところで、事務局としては、概要版（公表版）を作っていく方向かなという認識は思っておりました。御議論を通じて過去案件、その当時はガイドラインがなかった状況ではございますので、過去事案の対応についても、考え方が入ってくると、ありがたいというか対応がしやすいなと思っております。

○嶋崎会長 大事な部分ですので、ほかの委員さんも御意見いただきたいと思っております。坂本先生からも御意見ありましたが、4ページ目の2（4）公表する期間について、決めるどころでも、はっきりと始期と終期を決めていないのですよ。いつ公表するかということが。基本的には、市長報告をして再調査をしないと決めた段階の翌日ですとか、その辺はお任せしますが、再調査をすると決めたのならば再調査されて報告書が出た翌日ですとか、そういったことがきちっとあれば坂本先生のおっしゃった部分もクリアできるのです。そこも付け加えていただければと思います。過去の2事例についてどのようにするかについてはどのようにお考えですか。

○芦田委員 被害者は押さえられていると思いますが、1事例目については、加害者はぼやとしていたので、明文化しないが一定の了解を得るということだと、1事例目は苦しくなってしまうかなと思います。市役所で言ったら要綱のようなもので、何年何月以降の調査から適用するということを明文化したうえで、過去については確認をするのか、提言の部分で概略だけ公表するののかというように個別の検討が良いのかと思いますし、一律でこれで行きますとなると過去の2事例について手続きを踏まないものもあるので、線を切って過去

の2事例とこれから以降の対応ということで整理できればなど。過去のことについて聞かれたときにどうなのかというのはありますが。

○杉崎委員 その点は心配があります。もちろん意義ということで必要であるわけですが、何年も経ってから過去のことをもう一度というところで、成長期の子供の心理的な影響は心配されます。

○横田委員 過去の事例から大分時間がたってしまったので、それを今から公表することの意味がどれだけあるかということはよく考えてからするかどうかを考えていく必要があると思います。

調査報告書が出てすぐ公表となると概要版を作成したりとすると難しいですね。すると、何か月以内に公表するとか、そういう決め方が良いのかなと思いました。

○坂本委員 公開する始期と終期を定めれば過去の事例がクリアできるのではないかという話で、よく法律でやるのはガイドラインでは何年何月以前のものには適用しないというようなことを決めて、過去の事例は過去のままで除外するというのをやりますので、そういう方法にすると、横田先生が心配されたようないつ公表できるかというのが明確でないところからすると、私が申しあげた何年何月以降に適用するというので決められるとクリアできるのかなと。

○嶋崎会長 よくありますよね、何月何日より施行するとか。

○坂本委員 施行以前のものには適用しないというのもあります。

○芦田委員 公表することについて、何らかの広報手段によって公表することを想定して作っていると思いますが、資料1、2に戻って、議会等で報告ということで、議会は当然ながら市民の代表の方の集まりですので、当然議会への報告はあっていいと思いますが、県内の9自治体で議会の報告とありますが、どういう形で報告をされたのか、本会議でやったのか、教育委員会を所管する委員会でやったのか、議員懇談会でやったのか、議員さんは思いがあると思いますので、分かれば。

○教育総務課副課長 今回のアンケート調査の中で設問より先の本会議なのか委員会なのかの調査はしていません。総じて公表していない自治体が多い状況でございますので、我々からの感覚でいきますと、常任委員会での報告のかなという予見は立ちますが、明確な状況を確認できていないという状況です。仮に、議論を通じてガイドラインを作っていくとなると、事務局としてはこういうガイドラインを作りましたという報告はあったとしても、事案ごとの公表を議会にするのかについては、必要ないのではないかという考え方で

す。

○芦田委員 法的には、教育長が市長に対する報告義務はあるけれども、報告義務は議会に対しては求められていないということでしょうか。

○嶋崎会長 議会に対しては再調査のみになります。再調査した時にはその結果について市長報告がなされなければならないということですよ。再調査があった場合は市長が議会に報告したら、即公表して良いのですよね。これがひっくり返ることはないと思うので。

○教育総務課副課長 再調査の際には、手続き上は再調査の結果を議会にも報告するという流れで整理しているところでございます。

○嶋崎会長 3ページ目の2(3)公表方法に、市ホームページへの掲載を基本とする。これは大抵の自治体が行っておりますよね。事案によっては、とありますが、こういった事案があるのか考えておりましたが、その他の方法も合わせて検討するとありますが、その他の方法で例えば議会報告がありましたが、何が考えられますか。ホームページ以外に。

○教育指導課指導主事 記者発表ですとかいろいろなことが考えられますが、基本的には市ホームページとし、案件によっては記者発表ですとかが考えられるということでこのような書き方にさせていただきました。

○嶋崎会長 この段階ですので、概略でこの書き方で良いと思いますが、その他の方法というのはある程度ないとせっきゃく要綱なりガイドラインを作っても使いようがなくなってしまわないかという懸念がありまして、例えば、こういう事案については、自死事案は記者発表するなど、それ以外のところで、どういう事案ならこうだというのはあるのでしょうか。

○教育指導課指導主事 前回も、こういった場合には公表を中止するなど、具体的な事案を示しながら、内規のようなものという御意見をいただいたところです。検討したところですが、事案によって様々であったり、似たような事案であってもそれぞれの感じ方や考え方があったり、具体的な事案をお示ししていくことが難しいかなということがありました。大まかな基本線をお示しさせていただきながら、個別案件について、調査会の方と調整させていただきながら、課題も含めて最大限の配慮をしながら、未然防止につなげていくためにどういった公表方法が良いのかというのは個別の事案になってくるのかなというところで、ここでは具体をお示しすることよりは枠をお示しして御相談しながらということを進めてまいりたいということで、具体的にはお示ししなかったところです。御意見いただければと思います。

○嶋崎会長 この場合はこうですと決められませんよね。きちっと検討するんだというのは良いと思いますが、なんかあったほうがちょっと検討するにあたっては検討の基準というか、自死事案の場合は広く公表するですとか、そのような部分が入っていてもいいのかなという気がしているのですけれども。

○横田委員 社会的な関心が高い事案というように。

○嶋崎会長 そういがないと、ただ検討しなすでは検討するほうがどういう基準で検討すればいいのとなってしまうので、今横田委員がおっしゃったように社会的に関心が高い事案については広く公表する手段を考えるなどきちんと検討するとなっていると考える側も一つの基準はできますよね。

○教育総務課副課長 今の御議論に際しまして、今日冒頭に御説明いたしました、茅ヶ崎のガイドラインを御用意しまして、御議論の内容も多少含まれておりますので、ちょっとご紹介させていただいてもよろしいでしょうか。

(資料配布)

○教育総務課副課長 お配りしましたのが、茅ヶ崎市の公表の基準のガイドラインになります。議論がありましたこういうケースでこういうふうに対応していくことについては、2ページの上段で事案の重要性ということ、文章では基本的には公表することが望ましいと言えますと書いてありますが、認定された加害行為に悪意が認められ、集団によるものや継続的なものなど特に重大なもの、いじめの結果が、自死等、重篤な事態となったものいじめの背景に社会全体で取り組むべき事情が認められたものなどいくつかの公表の事例や例示の列挙をされているというのが茅ヶ崎市の事例です。

このあたりは少し御議論の中で言葉のチョイスはありますが、こういう場合はということでも肉付けしていく形かなと思っております。

茅ヶ崎の事例の中で公表そのものは3ページに書いてあって公表の方法は茅ヶ崎市役所のサイト内で公表していきます。公表の期間については、原則として公表してから1年間ということを書いてありますが、どういう方法でというのは明記はしていない。ホームページのみの状況となっております。

今日の御議論の中でありました、加害者側での対応が1ページの「はじめに」の中段以降のいじめ重大事態調査報告書の公表は、加害児童生徒・保護者に対しても非常に大きな影響を与えるものであるから、茅ヶ崎市は原則として被害児童生徒・保護者と同様に当該資料に基づいた説明を事前にさせていただきますということで、現状のとりまとめ案の中では表現はされてないのですが、はじめにのところで記載がされているという状況でございます。

茅ヶ崎市の事例の紹介をさせていただきましたので、参考にさせていただければと思います。

○嶋崎会長 新たな資料の提示がありました。御覧いただき何かありましたら。

確認しておきたいのは、公表することは望ましいのですが、デメリットがあつたら何とか減らす努力は必要ですよということでは話ままとまってきましたよね。私が気になるのは、茅ヶ崎市の2ページが一番下、公表した場合の児童生徒への影響のところ、もちろんいじめられたお子さんもそうですが、加害者のお子さんが「あいつがあんなことやったんだよ」ということが広がる中で、それと同時に、「あの被害者オーバーに言っているんじゃない」など、他の保護者の方からあの家の人はずるさすぎるよねという意見が出たらとても気の毒でまずいなと思うのです。小学校校長会の代表の先生、いじめの問題が小田原市のホームページでみられることになった場合、うちの学校だと分かりますか。

○杉山小学校校長会代表 情報は保護者も早いですし、うわさがうわさで正しくない情報が流れますし、情報が早く、正しくない情報が回ることもある。いろいろと読ませてもらって、学校は、被害及び加害の両方の子供が継続して生活していくので、改善する方向など、いろいろな状況がありますので、丁寧に様子を見ていながらケアしていかなければ、毎日の生活は続いていくわけですから。保護者の情報が伝わるのは、今のLINEとかで早いで、学校が一番知らないくらいで、保護者から聞くこともたくさんあります。

○嶋崎会長 そんなことも含めて、デメリットを減らす方向でという共通の願いです。こんなことも入れておいたほうがいいとかありますか。そのあたりが発表していただいた、中断するなどの意味合いなのでしょうか。

○教育指導課指導主事 最新の注意を払って公表するということが基本になりますが、それでもどうしても加害にあたり被害にあたり関係の子供や保護者が公表によって苦しむことはあってはならないと思いますので、そこはたとえ期間が決まっていたとしても中止するですとか関係のところを削除して、学校での防止策のところのみを重点的に公表するですとか、いろいろな方法を案があると思いますので、配慮すべき問題です。

○横田委員 公表した時の影響ってどうなるのか分からないことが結構多いと思うのですが、そのあとの影響を素早く見つける。そういう方法も考えておいたほうがいいのかと思います。具体的には、被害者の方にそのあと聞き取り調査をするとか、学校の様子を伝えていただくとかがあると良いのかなと思ったのですが。

○杉崎委員 公表する期間中に公表を中止や変更するのは、児童生徒及び保護者が止めてくださいといった場合は、判断がしやすいと思いますが、何かこういう影響があるようだ、周辺からの聞き取りで見つかったというような場合に、すぐ中止になるのか、検討してからということになり時間がかかるのかということが分からないので教えてください。

○教育指導課指導主事 そこについても委員の皆さんの御意見をお伺いしたいところで、うわさ程度の話でしたり、そのあたりもこうなったらと線が引けるものではないということが難しいところかなと思いますが、懸念がある場合は、一度公表中止を検討してから期間内にもう一度公開するですとか、いろいろなやり方はありますが、子ども、保護者の人権や安心して生活できるというのが一番かと思いますが、良い事例があれば教えていただきたいと考えております。

○芦田委員 公表する、しないの判断を含めて行政行為ではないかと。行政法的にはあるのかなという中で、公表したとして、傷ついたから公表を停止するのか、国家賠償の話も少し頭においておいたほうが良いのかと、そのあたり行政法になると難しいのですが、坂本先生にふって申し訳ありませんが、通常の方自治との関係で難しいこともあります。

○坂本委員 教育問題においては裁量権が大きいと思っております。裁量の範囲で。ただ、あまりに恐れがあるらしいくらいで、止めてしまうとさすがに裁量権を逸脱しており、厳しいと思うのですが、反面、被害者、加害者が苦しまれていれば止めなければならないと思いますし、主体は教育委員会が停止するということですね。アンケートとかになるのか。うわさが出た時点で、児童生徒及び保護者に連絡を取って実際に止めますかとか聞くことになるのでしょうか、その後の進学とかで学校が変わるということもあるということもあります。細かく決めると動けないということもあります。

県も横浜市もどちらも漠然とあり得るとしか書いていないところを見ると、それぞれの内規がどのようになっているのか調査すると参考になるのかなと。実際に県も横浜市も止めた事例はないのでしょうか。

○教育指導課指導主事 把握していません。

○嶋崎会長 県内いくつかの市で、いわゆる文書管理規定ありますよね。ほとんど同じだと思いますが、ただ違っているところがあります。私が発言した言葉そのものが個人情報だから黒塗りすべきだという市町村と、そこまでしなくてもいいとおっしゃる市町村も同じ神奈川県でもあるんですよね。要するに公表の文章も報告書の段階の話になってしまいます

が、一体個人情報というのはどうなっているのか。例えばバットを持ってグローブを持って登校したとしたら野球部だと分かってしまうから消しなさいとか、そのあたりの基準をせつかく作るのであれば、示していただいたほうがこの委員会にとっても良いし、第三者調査委員会にも文書を書くのにも役に立つのかなと思いました。私の希望としては、いわゆる黒塗りの基準も含めてお願いできればと思います。

御意見を出していただきましたので、御意見をまとめる必要はありませんが、もし何かこの点が分かりにくかったという点があればお話いただけますでしょうか。

○教育指導課指導主事 公表の方針をいつからということ御議論いただきましたが、これまで調査会が主体で進めていただいた件の他、調査会にも御報告させていただきました学校主体で進めた調査については、調査結果を被害側に説明し、現時点で公表の指針が定まっていないということはありませんでしたが、基本的には重大事態の調査結果を公表することは、示されている部分もありましたので、調査結果を被害側に説明した時には今の段階で小田原市では指針が定まっていない状況なので、今すぐに公表するわけではないが、定まってから公表があることを伝えていることがございます。公表を望まれている案件も、ちょっと公表が難しい案件もありますので、そのあたりも指針が定める前の事案につきましても、個別になるのか公表してまいりたいと考えております。

(5) その他

(質疑・意見等なし)

○嶋崎会長 それでは、以上で、「その他」を終わります。

本日、予定していた議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

6 閉会宣言

○教育総務課長 長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

加害者の確認ですとか、様々御議論いただいて、過去事案についてもどうするかという話もありましたので、その辺をどうするのか。嶋崎会長からもお話がございましたが、次回の調査会までに、本日いただいた御意見を反映した答申案を皆様にお示しし、最終的な文言調整をさせていただきます。次回調査会で答申を確定し、答申の手交までを行いたいと考えております。なお、次回の日程につきましては、7月から8月上旬頃を予定しておりますが、具体的な日程は、別途調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第1回小田原市いじめ防止対策調査会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。